

○真鶴町住宅用太陽光発電導入促進事業補助金交付要綱

平成21年9月29日告示第40号

改正

平成22年3月31日告示第11号

平成23年3月16日告示第8号

平成28年5月19日告示第29号

令和2年3月31日告示第16号

真鶴町住宅用太陽光発電導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については真鶴町補助金の交付等に関する規則（令和2年真鶴町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 対象システムとは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本産業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kW未満の太陽光発電システムであるもの
- (2) 未使用品であるもの（中古品は対象外）
- (3) 経済産業省が定める住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金交付要綱に基づき、補助事業者が定めたシステムの性能及び安全性等の技術的仕様を満たすもの

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、町内の自ら居住するための住宅に、申請年度内にシステムの設置又はシステム付き住宅（未使用のもの）の購入が完了できる者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 電灯契約を結んでいる個人であり、設置する建物は、住居として使用されているものであること（店舗、事務所等との兼用は可とする。）。
- (2) 設置する建物が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- (3) 町税等に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる設備の設置等に要する経費とする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台

- (3) インバータ及び保護装置
- (4) 接続箱
- (5) 直流側開閉器
- (6) 交流側開閉器
- (7) 余剰電力販売用電力量計
- (8) 配線、配線器具の購入及び据付
- (9) 設置工事に係る費用
- (10) 前各号に掲げるもののほか、工事に関する費用で町長が必要と認めるもの  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1万円に、太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkWとし、小数点以下第3位を切り捨てて算出する。）を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）。ただし、6万円を上限とする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムの設置工事を着手する前又はシステム付き住宅を購入する前に、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) システムの仕様書（太陽電池モジュールの型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの）
- (2) 工事請負契約書の写し又は住宅用太陽光発電設備付住宅売買契約書の写し
- (3) システムの設置場所の地図
- (4) 同意書（自分以外に所有者がいる場合、又は建物の所有者が異なる場合）
- (5) 町税等の納入状況確認同意書
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第7条 町長は、前条に定める申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するため必要があるときは、町長は条件を付けることができる。

（事業の変更等）

第8条 申請内容に変更が生じたときは、速やかに計画変更承諾申請書（第3号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更等を承認するときは、計画変更承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 補助事業を中止する場合は、速やかに中止承認申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更等を承認するときは、中止決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、システムの設置を完了した日から30日以内又はシステムの設置を完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 住民票（発効日から3か月以内のもの）

(2) 対象システム設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール設置枚数が確認できること。）

※設置環境により写真撮影ができない場合は、対象システム配置図を添付

(3) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し

(4) 電力会社との電力受給契約書の写し

(5) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表（設置枚数分の出力と製品番号の対比ができるもの）

(6) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定及び通知）

第10条 町長は、前条に定める実績報告書を受領したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、その旨を補助金交付確定通知書（第8号様式）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第12条 申請者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、設置の日から起算して10年を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保（以下「処分」という。）にしてはならない。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する処分承認申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前3項に定める事項について、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（決定の取消し）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を

命ずるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。